

千葉県香取市

令和3年12月27日

11時00分 発表

件名 職員の懲戒処分について 概要

香取市では、職員の懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）を行った場合、公務員倫理の確立と綱紀保持により一層の徹底を図るためこれを公表することとしています。

令和3年12月22日付で1件の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

- (1) 被処分者 生活経済部 副主査 男性（57歳）
- (2) 処分の内容 停職6か月
- (3) 処分年月日 令和3年12月22日
- (4) 違反行為 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反（児童ポルノ製造・所持等）等

(5) 事件の概要

当該職員は、相手が18歳未満と知りながら、みだらな行為をしたとして、11月25日に逮捕され、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」等の違反により12月15日に略式起訴となった。

これは、公務員としての信頼を著しく裏切り、信用失墜行為にあたるものである。

よって、上記のとおり停職処分（6か月）とするものである。

(6) その他

当該職員については、12月22日付で依願退職となった。

再発防止のための取組

庁内メール等により、全職員に対し、綱紀の粛正を徹底するとともに、全体の奉仕者である公務員としての自覚を強く促すなど、職員教育をより一層強化して再発防止に取り組みます。

【問い合わせ先】

香取市総務部

担当者 総務課長 本宮茂幸

電話 0478-50-1240

ファクシミリ 0478-52-4566